

## 労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

事業所名称	株式会社 AMICUS
事業所所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-8-1 大橋御苑駅ビル 3 階

(対象期間：2022/12/01～2023/11/30)

①	派遣労働者の数	4 (人)
②	派遣先の実数	2 (件)
③	派遣料金の平均額 (1日8時間あたりの額)	16,249 (円)
④	派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたりの額)	11,891 (円)
⑤	マージン率 = ③ - ④ ÷ ③ × 100 ※ マージン率には、社会保険料等 法定福利費、健康診断費用や教育 訓練費用、年次有給休暇といった福 利厚生費等を含みます。	26.8 (%)
⑥	労使協定締結の有無	締結済み 対象となる範囲： 原則として、弊社と労働契約を締結する全ての派遣労働者 有効期間： 2024/04/01～2025/03/31
⑦	キャリア形成支援制度	・ビジネスマナー ・コンプライアンス ・メンタルマネジメントとセルフケア ・OA 機器操作
⑧	福利厚生	・労働保険 ・社会保険 ・年次有給休暇 ・育児・介護休暇、看護休暇 ・定期健康診断 等

【キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先】

株式会社 AMICUS 管理部

(土日祝日を除く 10:00～19:00)

☎ : 03-6825-3680    ✉ : kanri\_soumu@amicus.tokyo